

県有施設における病害虫等防除に関する基本方針について（解説編）

【趣旨】

農薬、殺虫剤等の薬剤は、病害虫等の防除においては有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、県庁をはじめとした県有施設が率先して病害虫等防除時に、できる限り薬剤を使用しない方法を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本方針を定める。

【基本方針】

県有施設においては、病害虫等の生息状況に関わらず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないものとする。

県有施設

県が所有又は管理する施設で、一体的に管理する建物周辺の樹木及び植栽等を含む。

病害虫等

病害虫（樹木等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫等）、雑草、衛生害虫（ゴキブリ等）、不快害虫（シロアリ等）、人の健康を損なう恐れのある昆虫（スズメバチ等）及びねずみのことをいう。

一律に薬剤を使用する

生息状況調査等を実施しないで薬剤を使用すること。生息状況調査を行ってもその結果に基づかずに薬剤を使用すること。生息状況調査に関わらず定期的に薬剤を使用すること。

薬剤

農薬（農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する病害虫及び雑草等の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤。農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けたもの）、殺虫剤（主に建物内部で使用される衛生害虫又は不快害虫を防除するもので農薬を除く）、殺そ剤（主に建物内部で使用されるねずみを防除するもので農薬を除く）のことをいう。

1 発生の予防

日頃から病害虫等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

病害虫等が発生しにくい環境づくり

<建物での例>

- ・清掃により、害虫が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。雨水がたまらない工夫をする。
- ・外部からの侵入経路を絶つ。

<樹木等での例>

- ・通風や日当たりを確保するために間引き、剪定等を行う。
- ・病害虫等の越冬場所や伝染源となる落ち葉、枯れ葉や被害を受けた部分を処分する。

2 生息状況の確認

病害虫等の防除にあたっては、あらかじめ生息状況調査等により、その発生状況を早期に把握するものとする。

生息状況調査等

生息調査結果に基づき目標水準を設定し、対策の目標を定める。

許容限度内であれば、必ずしも防除を必要としない。

< 建物での例 >

- ・衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

< 樹木等での例 >

- ・発生しやすい病害虫の種類や過去の病害虫等の発生状況を参考に、発生状況や被害の状況を調査する。

3 薬剤を使用しない防除

病害虫等の発生が確認され、防除が必要とされた場合には、薬剤を使用しない方法を検討し、できる限り薬剤を使用しない方法で防除を実施するものとする。

薬剤を使用しない方法

< 建物での例 >

- ・捕殺、わなや忌避装置の使用、侵入防止措置

< 樹木等での例 >

- ・捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、雑草の抜き取りや刈り取り

4 薬剤の使用方法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

(1) 使用にあたっては、誘殺、塗布など散布以外の方法を検討すること。

(2) 適切な薬剤を使用すること。

ア 農薬は、適用作物、防除対象の病害虫等に適用がある登録農薬とする。

イ 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

(3) やむを得ず散布する場合であっても、散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限にとどめること。

(4) 使用方法、使用上の注意事項を遵守すること。

やむを得ず薬剤を使用

薬剤を使用するかしないかの判断については、個々の施設により、病害虫等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病害虫等の種類、被害の程度、施設の利用状況等を勘案して施設管理者が判断するものとする。日常的に乳幼児がいる区域については、薬剤による処理は避ける。

なお、内分泌かく乱作用が認められた物質を成分とする農薬や毒性の強い農薬については、できる限り使用しないよう努める。

誘殺、塗布など散布以外の方法

< 建物での例 >

- ・誘殺（毒餌、ホウ酸だんご）や塗布（通り道、壁面への塗布）

< 樹木等での例 >

- ・誘殺（誘引トラップの設置）、塗布、樹幹注入

登録農薬

登録農薬には、「農林水産省登録第 号」と表示されている。駐車場や空き地など植物のない場所の雑草を防除する場合にも登録農薬を使用するよう努める。

必要最小限

ラベル等記載の使用量（希釈倍率、使用量、使用回数等）を守る。被害箇所

確な把握により最小範囲の使用にとどめる。

使用方法、使用上の注意事項

これまでに知見のない農薬の組合せによる、現地での混用は行わない。特に有機リン系農薬同士の混用は行わない。

食毒剤（毒餌剤）を使用する場合は、誤食・接触防止を図る。

5 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を使用する場合は、施設利用者及び周辺住民に対し、薬剤使用の事前・事後に作業の目的、日時、場所、使用する薬剤名、注意事項を周知する。またやむを得ず散布する場合は、薬剤の飛散防止に最大限配慮する。特に子どもが多く利用する施設やその周辺では十分配慮する。

周知

施設の利用者に対して、掲示板などを利用して周知する。

人が立ち入る可能性があるところは立て看板などを利用する。

事前事後の周知は少なくとも3日以上とする。

飛散防止

< 建物の例 >

- ・ 散布中はノズルの向きに注意する。
- ・ 食べ物、食器、おもちゃ等に飛散しない措置をとる
- ・ 作業後は必要に応じて強制換気、清掃を実施する。

< 樹木での例 >

- ・ 風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行う。
- ・ 散布中は、風向きやノズルの向きに注意する。
- ・ 飛散防止ノズルの使用や散布圧力の調整をする。
- ・ 粒剤等の飛散の少ない形状の農薬を使用する。

子どもが多く利用する施設やその周辺

学校、図書館、児童福祉施設等の施設や通学路などをいう。

十分配慮

- ・ 保護者や関係施設などに周知する。
- ・ 子どもが散布場所に近づかない時期、時間帯に実施する。
- ・ 看板やバリケード、ロープなどにより、散布の実施中や実施後に子どもにもわかりやすく知らせる。

6 記録・保存

生息状況調査の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存する。

記録・保存

病虫害等の発生状況、対策の目標、防除作業の日時、使用薬剤に関する事項（種類、名称、希釈倍率、単位面積あたりの使用量）、作業場所、使用した樹木等の名称、作業方法、結果の評価等を記録し、一定期間（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」では「5年間」、「岐阜県農薬安全使用に係る指針」では、「3年程度」）保存しておく。

なお、防除結果の評価を行い、目標水準に達成していない場合は再度防除を行う。

7 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、委託業者と十分に打ち合わせる。

業務委託

建物内の防除にあつては、委託業者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定により「建築物ねずみ、昆虫等防除業」の知事登録を受けた者とする。

必要事項を仕様書に記載

防除業者に基本方針の内容を十分に周知するため、必要事項を仕様書に記載したり特記仕様書を作成する。

委託業者と十分に打ち合わせる

作業計画書を提出させ、適切な方法で実施されるかをあらかじめ確認するなど、十分な指導を行う。

8 マニュアルの策定

病虫害等の防除に係る具体的事項については、各施設管理者が別にマニュアルを策定するものとする。

病虫害防除にかかる具体的事項

生息状況調査の方法、実施頻度、目標水準、薬剤を使用しない防除方法、周辺への周知のための文例、業務委託のための仕様書例など

マニュアルを策定

各施設の実情に応じて作成する。

9 研修の実施

この基本方針を周知させるため、研修を実施するものとする。

研修

施設管理者や防除業者等を対象に、この基本方針の内容を周知徹底するための研修を行う。

10 基本方針の適用

この方針は、平成20年4月1日から適用する